

特別養護老人ホーム長船荘運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人岡山千鳥福祉会（以下「法人」という。）が設置経営する特別養護老人ホーム長船荘、（以下「事業所」という。）は介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）の理念に基づき、要介護状態及び要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対して適切な介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 職員は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助。社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 「特別養護老人ホーム長船荘」
- 二 所在地 岡山県瀬戸内市長船町服部 1141 番地

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤）
施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1人（非常勤）
入所者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行う。
- 三 生活相談員 2人以上（常勤）
入所者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
- 四 介護職員 30人以上
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 五 看護職員 3人以上（常勤1人以上を含む）
入所者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- 六 管理栄養士 1人以上（常勤）
食事の献立作業、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。
- 七 機能訓練指導員 1人以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 八 介護支援専門員 1人以上（常勤1人以上を含む）
施設サービス計画の作成等を行う。
- 九 事務職員 3人以上
必要な事務を行う。
- 十 調理員 6人以上
給食業務を行う。

※ 職員の員数については、併設の短期入所生活介護事業所の職員との合計数

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日は年中無休
- 二 営業時間は 24 時間とする

(入所者等の定員)

第 6 条 事業所の入所定員は、1 日 80 人とする。

(主なサービス)

第 7 条 事業所が提供できる主なサービスは次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄及び食事等の基本介護
- 二 日常生活上の世話
- 三 機能訓練

(施設の利用率)

第 8 条 利用率は次のとおりとする。

- 一 法定代理受領サービスとして介護を実施した場合の利用率は、介護報酬告示上の額に、入所者が保持する介護保険負担割合証に記載された割合を乗じた額とする。
 - 二 居住費 別表 1 による
 - 三 食費 別表 1 による
 - 四 理美容代 実費
- 2 利用率の支払いは、現金及び指定金融機関からの引落としにより指定期日までに受ける。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 9 条 入所者は介護福祉施設サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する
- 二 入所者は、契約書の内容を遵守するように努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 10 条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応・報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
 - 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的実施
- 2 事業者は 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 非常災害対策に備えて、消防計画・風水害・地震等に対処する計画を作成し、防水管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(介護福祉施設サービスの利用契約)

第 12 条 事業所は、介護福祉施設サービスの提供の開始にあたり、入所者及び家族等に対して、介護福祉サービス入所契約書の内容に関する説明を行った上で、入所（申込）者と入所契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、入所契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び介護福祉施設サービス等の健康管理等)

第 13 条 事業所は、介護福祉施設サービスに使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に

衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、職員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。又、深夜勤務に就く者は年2回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第14条 職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、介護福祉施設サービスの職員であった者に、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持させるため、介護福祉施設サービス職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を介護福祉施設サービス職員との雇用契約の内容とする。

(個別援助計画書の作成等)

第15条 事業所は、介護福祉施設サービス計画が立てられている場合にはその計画に基づいて、入所者の心身機能の状態に応じた当該サービスの介護福祉施設個別援助計画（以下、「個別援助計画」という）を作成し入所者家族に説明する。

- 2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第16条 介護福祉施設サービス職員は、介護福祉施設サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該介護福祉施設サービスについて、介護保険法第40条第52項の規程により入所者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を入所者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情解決体制の整備)

第17条 事業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じ入所者及び家族に説明するものとする。

- 2 事業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村等が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した指定介護福祉施設サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(損害賠償)

第18条 法人は、入所者に対する介護福祉施設サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続)

第19条 事業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第20条 事業者は、入所者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催及び従業員への周知徹底
- 二 虐待防止のための指針の整備

三 従業者に対する定期的な虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

四 上記措置の適切な実施に関する担当者の選定

- 2 事業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（成年後見制度の活用支援）

第 21 条 事業者は、入所者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

（その他の運営についての留意事項）

第 22 条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるのとし、業務体制を整理する。

- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、入所者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。また、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 3 この規程の定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 5 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 20 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、令和元年 12 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日より施行する。

別表 1				
※居住費				
居住（滞在に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却）） 1日当たりの利用料				
居住（滞在）に要する 費用	通 常 (第 4 段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階
多床室	1 日 855円	1 日 0円	1 日 370円	1 日 370円
個 室	1 日 1,171円	1 日 320円	1 日 420円	1 日 820円
※食 事				
食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）				
食事の提供に要する 費用	通 常 (第 4 段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階
	1 日 1,445円	負担限度額 1 日 300円	負担限度額 1 日 390円以内	負担限度額 1 日 ① 650円以内 ②1,360円以内